

SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム（シナリオ創出フェーズ）

令和2年度採択プロジェクト 事後評価報告書

2023年（令和5年）3月

研究開発プロジェクト名：「地域の医療・保健・福祉・教育が連携して自殺ハイリスクの子どもを守る社会システムのシナリオ創出」

研究代表者：立花 良之（国立研究開発法人国立成育医療研究センター こころの診療部乳幼児メンタルヘルス診療科 診療部長）

協働実施者：河西 千秋（札幌医科大学医学部 神経精神医学講座 教授）

実施期間：2020年（令和2年）10月～2022年（令和4年）9月

総合評価

一定の成果が得られたと評価する。

本プロジェクトは、子どもの自殺を防ぐために、成人領域で自殺予防に有効であることが科学的に実証されている ACTION-J 介入プログラム（救急医療現場における自殺企図者に対し、正確な精神医学的評価、心理的危機介入、ケースマネジメントを行う自殺再企図防止の戦略研究）を技術シーズとして用い、自殺企図者をケアし自殺再企図を防ぐための医療・保健・福祉・教育などが連携した地域介入プログラム小児医療版 ACTION-J の確立を目指すものである。

子どもの自殺という重要な問題に対して、ボトルネックとなる制度のはざまへのアプローチを進めた点は高く評価できる。有効性のある技術シーズも実装可能なものであることが示され、その活用の中でこれまで自殺予防の多職種連携に含まれてこなかった子ども特有の職種を含む地域連携システムを構築した意義は大きい。多専門職連携システムのモデル、研修会のカリキュラム、「こどもがまんなか円卓会議」をはじめとする多様なステークホルダーとの継続的な対話の機会、という3つの構成要素について、それぞれの体制整備や自殺者の減少への効果などを指標化し効果検証も進めていただきたい。さらに、個人情報取り扱いなど横断的な問題についての克服の手段・工夫や提案等も検討していただき、併せて、他地域展開に向けた人材育成の仕組みを構築することも期待する。また、社会に対する便益として人権は大切な視点であるため、「子ども」を主体として考えるとき、本プロジェクトにおける子ども自身の当事者性や子どもの人権という視点についても意識して進めていくことを期待する。

項目評価

1. 目標の妥当性

目標は妥当であったと評価する。

子どもの自殺のハイリスク者である自殺企図者をケアし自殺再企図を防ぐための医療・保

健・福祉・教育・NPOなどが連携した地域介入プログラム小児医療版 ACTION-J の実践による、子どもの自殺の再企図を防ぐシステムの構築は重要な目標であり、子どもの自殺予防に関わる人材育成システムの構築を含めて推進することが期待される。重要度・緊急度の高い社会課題であり、方策が不十分な状況に踏み込んだという意味において、目標の妥当性は高いと思われる。

2. 研究開発プロジェクトの目標の達成状況および研究開発成果

プロジェクトの目標は達成されたと評価する。

研修効果の検証がなされ、人材育成において成果をあげたと評価する。地域の会議・事例検討に東京都や長野県など多数の関係者が参加し、つながることができた意義は大きい。個人情報保護や家庭での認容などが、関係者同士の連携の難しさを浮き彫りにしており、小児医療版 ACTION-J の作成や運用等が実践活用される段階での課題となっているため、その解決に向けた取り組みを期待する。また、新型コロナウイルス感染症対策の影響を受け止むを得ないものの、ACTION-J の効果検証が十分得られなかったように思われるので、今後継続して検証を行うことにも期待する。

3. 研究開発プロジェクトの運営・活動状況

プロジェクトの運営・活動状況は妥当だったと評価する。

多くの研究者や他職種の参画が促され、多専門職連携のモデル実施や、NPO との協働による円卓会議の開催を可能にする体制を構築できた点については高く評価する。担い手を増やすための研修会については、実践や、修了者によるコミュニティ形成に至っていきけるように期待する。また、ACTION-J が根拠となっているが、今回の取り組みを通じて、子どもたちの自殺件数の減少に与える影響などについてのエビデンスを十分に取り、その影響や、経過を継続的に追い、重要な因子や要因について、引き続き研究を進めていただきたい。

4. プロジェクト終了後の事業構想(研究開発成果の活用・展開の可能性)

プロジェクト終了後の事業構想は、概ね描けていると評価する。

子どもの自殺防止に向けた医療・保険・福祉・教育などが連携した社会システムの構築に向けた、自殺対策計画策定パッケージの提供と人材育成の仕組みが明確に企図されており、十分な可能性を持つものと評価する。均てん化に向けての研修パッケージの開発なども進んでいる。このプロジェクトから誰がどのような受益を受けるのかについて、当事者の人権等を含めて整理が必要であり、欠いてはならない視点である子ども本人の人権について、一層踏み込んで検討されることを期待する。

5. その他

なし